

第4章 工事施工に伴う申請手続等

第4章 工事施工に伴う申請手続等

1. 給水装置工事の施工承認

1.1 施工承認の意義

給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に届け出て、その承認を受けなければならぬ。(水道条例第4条)

これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需用者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。

※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工した者は、水道条例第37条第1項の規定により過料が科せられ、又、新宮町指定給水装置工事事業者規定より処分される。

1.2 施工承認する工事

施工承認をする工事は、新設、改造、一時用及び撤去の工事とする。

その概要は、次のとおりである。

(1) 給水装置を新設する工事

- ① 配水管又は他の給水装置から分岐し、新たに給水装置を設置する工事。
- ② 分岐が1箇所の2戸以上の給水装置で、配水管又は他の給水装置の分岐箇所から切断し切断口を完全にふさぎ、全戸各々に新たに分岐し給水装置を設置する工事。
- ③ 一時用の給水装置を利用し、新たに一時用以外の給水装置を設置する工事。

(2) 給水装置を改造する工事

- ① 既設の分水栓を利用し又は分水栓を新たに設け、給水管の管径を変更する工事。
- ② 給水管又は給水用具の一部を取り除く工事。
- ③ 給水管の布設位置又は分岐位置を変更する工事。
- ④ 給水管を改良(管種変更等)する工事。
- ⑤ 家屋の建替えにより給水装置を設置する工事。
- ⑥ メーター口径の変更を伴わない工事で、既設給水装置に新たに給水管を接続し給水用具を増す工事。
- ⑦ 給水装置の一部を井戸水へ切り替える工事。
- ⑧ その他上記の工事が重複する工事。

(3) 給水装置を修繕する工事(施行規則第13条に定める「給水装置の軽微な変更」及び給水管、給水栓等の部分的な破損修理を除く。)給水装置の原形を変える配管を伴う工事。

(4) 給水装置を撤去する工事

- ① 配水管又は他の給水装置からの分岐箇所において給水管を切断し、当該切断口を完全にふさぎ、給水装置の全てを取り除く工事。
ただし、既設の給水装置を再度利用する予定がある場合は、給水装置のすべてを取り除くことを要しない。
- ② 一時用の給水装置を、新たに設置する一時用以外の給水装置の一部に切替える工事。

1.3 承認要件

- (1) 細水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (3) 当該給水装置の口径は適正であること。
- (4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
- (5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。
- (6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。
- (7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。

※ 配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置の構造及び材質については、管理者の指示に従うこと。

2. 細水装置工事の届出

工事の届出をしようとする者は、指定工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事契約を行い、申込者から委任を受けた指定工事事業者が工事1件ごとに届出を行うこと。

2.1 提出書類

指定工事事業者は、次に掲げる書類のうち当該工事について必要な書類を作成し、上下水道課に提出すること。

(必要書類)

- (1) 細水装置工事申込書(新設・改造・撤去・一時用)
- (2) 上水道給水申請書(一般家庭は不用)
- (3) 細水装置工事設計書(見取図・平面図・立面図・断面図)
- (4) 細水装置工事使用資材表
- (5) 細水装置工事竣工検査届

(申請の内容により必要な書類)

- (6) 建築確認通知書(写)
- (7) その他
 - ① 貯水槽容量計算書
 - ② 水理計算書
 - ③ 寄附採納願
 - ④ 集合住宅の検針に関する業務契約書
 - ⑤ 細水装置工事手直し指示書
 - ⑥ 各戸メーター出庫内訳書(貯水槽式共同住宅で各戸メーター設置有のみ)
 - ⑦ その他管理者が必要と認めるもの。

※ 細水装置工事設計施工基準の「様式集」参照。

ただし、同一所有者が同一敷地内において水栓番号が連続する集合住宅及び事務所、店舗等を施工する場合は、1枚の細水装置工事設計書にまとめて提出することができる。

3. 受付

工事届出者は、届出の際、各戸に設置するメーター毎に設計審査を受け、承認後に調査手数料と加入金等を納入しなければならない。

ただし、管理者が納付の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

※ 調査手数料は、工事届出を取り消しても還付しない。

ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4. 一時用

(1) 一時用の定義

一時用とは、工事の施工その他一時の用途に給水するもので使用期間は2年以内とし、使用水量の多少や断続的使用の有無にかかわらず使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなもので、次の各号に該当するものとする。

- ① 各種工事用に使用するもの。
- ② 各種工事を施工するために設け、かつ、これらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するもの。
- ③ 祭礼等催物を実施するために設け、かつ、これらの催物の終了と同時に撤去する仮設演芸場、仮展示案内場、仮植木市等季節的な施設及び土地に使用するもの。
- ④ 発掘等の学術調査をするために設け、かつ、これらの調査の終了と同時に撤去する発掘現場事務所、仮遺物収蔵庫等に使用するもの。
- ⑤ その他管理者が適当と認めたもの。

(2) 一時用の工事施工範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、一時用の使用を終了したときは速やかに撤去すること。

(3) 一時用については、加入金は徴収しない。

ただし、一時用を切替え引き続き専用給水装置として使用する場合は、新設とみなし加入金等を徴収する。

一時用の料金は、原則としてメーター使用料と1m³当たり310円を廃止の時に精算する。

(4) 一時用の給水装置のメータ一口径50mm以上については、メーター先に逆止弁を取付けること。

(5) 一時用を切替えて引き続き使用する予定がある場合は、口径について十分検討しておくこと。また、入居時期等について十分協議すること。

5. 設計審査

給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

(1) 設計審査の目的

設計審査は、給水装置工事の適正施工を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が町の施工基準に適合していることを確認するためを行うものである。

(2) 設計審査を要する工事

指定工事事業者が施工する給水装置の新設、改造(軽微な変更を除く。)、一時用及び撤去の工事。

(3) 設計審査の申請先

新宮町上下水道課

(4) 手数料

① 竣工検査料

竣工検査料として各戸に設置するメーターに対し、口径13mmが1,000円、口径20mm以上が10,000円を納付しなければならない。

(5) 工事の承認

申請された工事内容が承認要件を満たしているものについては、給水装置工事申込書に係員の承認印により工事の承認をする。

ただし、公道掘削、河川水路横断等関係官庁の許可又は協議を要するものは、その部分の許可及び協議が完了するまで施工してはならない。

(6) 分岐工事の指示

指定給水装置工事事業者は、配水管から給水管の分岐工事を施工しようとするときは、管理者の指示を受けなければならない。

(7) 配水管が布設されていない場合の工事の取扱い

配水管布設工事を必要とする場合の工事届出については、基本的には配水管布設費用は申込者の自己負担とする。

ただし、「配水管未整備地区への本管布設の基準」に適合する場合を除く。

6. 工事変更等の取扱い

6.1 設計変更

(1) 給水装置の設計変更は、申込書を訂正のうえ上下水道課へ届け出ること。

6.2 工事届出の取消

工事届出者の都合により工事届出を取消す場合は、給水装置工事申込書を返納する。

6.3 その他の取扱い

(1) 施工承認の保留

例外的な取扱いとして、施工承認を行う以前において、福岡県から違反建築物であるとして、水道供給の承諾保留の要請があった場合は、当該建築物の違反事由が解消するまで水道供給の保留を行うものとする。

7. 道路占用許可申請等諸届

7.1 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

(河川、水路、公園等公共用地の占用についても同様)

申請手続方法

区分	提出先	申請書提出者
県道、国道（495号） 県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）	福岡県土整備事務所	上下水道課
直轄国道 国道3号	国道福岡維持出張所（東区水谷）	上下水道課
一般町道（公園、水路、里道、農林道）	新宮町都市整備課	指定工事業者

(1) 道路占用許可申請必要書類（県管理）

- ① 平面図 ② 堀削断面図（堀削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要）③ 位置図
- ④ 求積図 ⑤ 舗装復旧断面図 ⑥ 横断図 ⑦ 字図 ⑧ 登記簿謄本 ⑨ 地下埋設物調査確認表 ⑩ 工程表 ⑪ 現地写真 ⑫ その他（県が指示した書類）

(2) 道路占用許可申請必要書類（直轄国道）

- ① 平面図 ② 堀削断面図（堀削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要）③ 位置図
- ④ 求積図 ⑤ 舗装復旧断面図 ⑥ 保安対策図 ⑦ 地下埋設物調査確認表 ⑧ 工程表
- ⑨ 現地写真 ⑩ その他（国土交通省が指示した書類）

7.2 道路使用許可申請手続

公共道路及びその他の道路等交通の用に供されている場所を掘削（使用）しようとする場合は、必ず所轄警察署へ道路使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。
この手続は施工事業者が実際の工程を組んで行う。

7.3 堀削工事の禁止期間

(1) 道路の掘り返しの規制について[国土交通省道路局通達]

道路管理者は関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施工するよう努めるものとし、道路舗装工事完了後は原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルト舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講ずるものとする。

ただし、国道工事事務所管理のものに限る。

(2) 町管理の道路について

舗装新設後は、次に掲げる期間は掘削工事を禁止する。

ただし、緊急を要するとき、又は町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- ① 舗装道路については、舗装工事完了の日から3年

7.4 道路工事届出書

工事に伴って道路の通行止めをするなど、交通に支障を及ぼす恐れがあるため、道路工事届出書については西部ガス(供給課)、新宮町生活振興課、消防署へ届出しなければならない。

8. 検査の申込

(1) 提出書類

工事が完成すれば、給水装置工事竣工検査届及び工事記録写真を添え、検査を受ける週の火曜日までに上下水道課へ提出する。

(2) 検査日時

検査は原則として毎週木曜日とする。

検査時刻については事前に上下水道課と打合せを行う。

(3) 検査立会

竣工時の現場検査を受けるため、当該工事の設計及び指導監督を行った主任技術者が立会わなければならない。

ただし、管理者が立会を免除するものは除く。

(4) 検査不合格の処置

竣工検査の結果、不良工事がある場合は、「給水装置工事手直し指示書」により、手直し工事后、再検査を行う。

(5) 閉栓保留の取扱い

同一所有者届出による2戸以上の給水装置工事竣工検査の際、指定工事事業者は次の諸点に注意すること。

- ① 竣工検査後は未入居であっても基本料金が賦課されるので、竣工検査届提出時には常に所有者と連絡をとり、入居時までは閉栓手続を行うこと。
- ② 竣工検査は、原則として竣工検査届に従って行う。
- ③ 改造工事を必要とする閉栓水栓は、所有者に改造工事の申請が必要であることを説明しておくこと。
- ④ 閉栓水栓を通水する時は、需用者(又は指定給水装置工事事業者)から閉栓の申出を受けて、町が閉栓を行う。

9. 工事記録写真

(給水装置工事写真撮影要領)

給水装置工事の完了届には、工事記録写真を添付するものとし、その写真撮影要領は次のとおりとする。

(1) 道路部の写真撮影

① 着工前

周辺の状況を入れ路面にはチョーク等で掘削位置が表示された写真。

② 保安設備

工事に表示施設、保安施設、ガードマン等を配置し通行状況が確認できる写真。

- ③ 挖削工
床掘完了後の写真で路面切断部分が判明し、既設の配水管は完全に露出させ、路面からの埋設深度(GL下がり〇〇m)が判明できるもの。(箱尺を入れて撮影)
- ④ サドル付分水栓取付工又は割T字管取付工
取付作業完了後の写真(黒板には配水管及び給水管の口径等を記入すること。)
- ⑤ 給水管布設工
分岐部より給水管が、道路部分を横断布設された全景写真で必要箇所にはポリエチレンスリーブ等の取付けが確認できるもの。
- ⑥ 標識テープ設置工
所定の位置に標識テープを設置した写真。(箱尺を入れて撮影)
- ⑦ 転圧工
20cm各層ごとに転圧を行う工程途中において、水締め及び転圧状況が判明できる写真。
- ⑧ 埋戻工
所定の舗装厚を除く部分まで埋戻しをして転圧が完了した写真で、深さ及び周辺状況が判明するもの。(箱尺を入れて撮影)
- ⑨ 路盤工
仮復旧の路盤工の完了状態のもので、仮復旧表層厚を除く深さで仕上られた写真。(箱尺を入れて撮影)
この場合において、
ア. 深さ、締め固めの状態が確認できること。
イ. 舗装構造により路盤の種類が異なる場合は、各層別に撮影すること。
- ⑩ 完成（仮復旧）
仮復旧完了後の写真で路面表示(区画線)等があればその表示を行い、周辺の清掃、後片付けをおこなったもの。
着工前及び完成の写真は同一方向から撮影したものであること。
- (2) 撤去工事の写真撮影
撤去工事箇所ごとに全箇所撮影すること。
- ① 撤去前
分水栓及び配水管等は露出させ、よく清掃した状態の写真。
- ② 撤去後
サドル付分水栓については、ボール弁を閉止しキャップを取付た状態の写真。
- ③ 撤去箇所の保護
切断等の施工箇所はポリエチレンスリーブで保護した状態の写真。
- ④ 撤去工事だけの場合は、道路部の写真撮影の①～③、⑥～⑩の写真も必要とする。
- ⑤ 撤去工事と同時施工の新設、改造等の道路部分の工事写真がある場合は、上記の①～③のみでよい。

(3) 宅地内の写真撮影

① 配管状況

次に掲げるような完成後に確認ができない箇所の写真。

ア. コンクリート版等の下となるところで屈曲部分。

イ. 外回りから家屋内へ分岐する主な箇所。

ウ. 給湯器などの特殊器具への分岐箇所。

エ. 管末部分

② 水圧試験の状況（検査前に試験を行った場合）

水圧試験中の写真で主任技術者を写したもの。

③ その他、設計審査時において特別に指示された箇所。

(4) 一時用の特例完了検査の写真

一時用のうち特例完了検査(立会免除となるもの)については、既設管からの接合部から給水栓までの配管状況が判る写真。

(5) 写真撮影の黒板

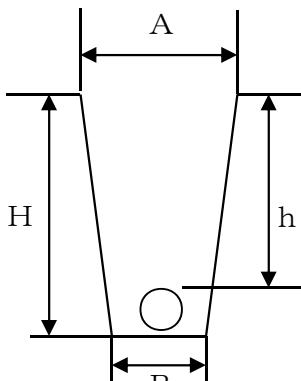
① 写真には必ず工事内容を説明した黒板を入れて撮影すること。

② 黒板の寸法及び記入例

ア. 黒板の寸法は縦約30～45cm、横約45～60cmとする。

イ. 記入例

掘削工の場合

工事名	○○方給水装置工事		
工種	φ○○掘削工	位置	No. ○○
形状寸法	 A = m B = m H = m h = m		
	施工場所	請負業者名	

(6) 写真整理

- ① 提出写真は原則としてサービス版でカラー(カラーコピーでも可)であること。
- ② 表紙及び台紙はA4版を標準とする。

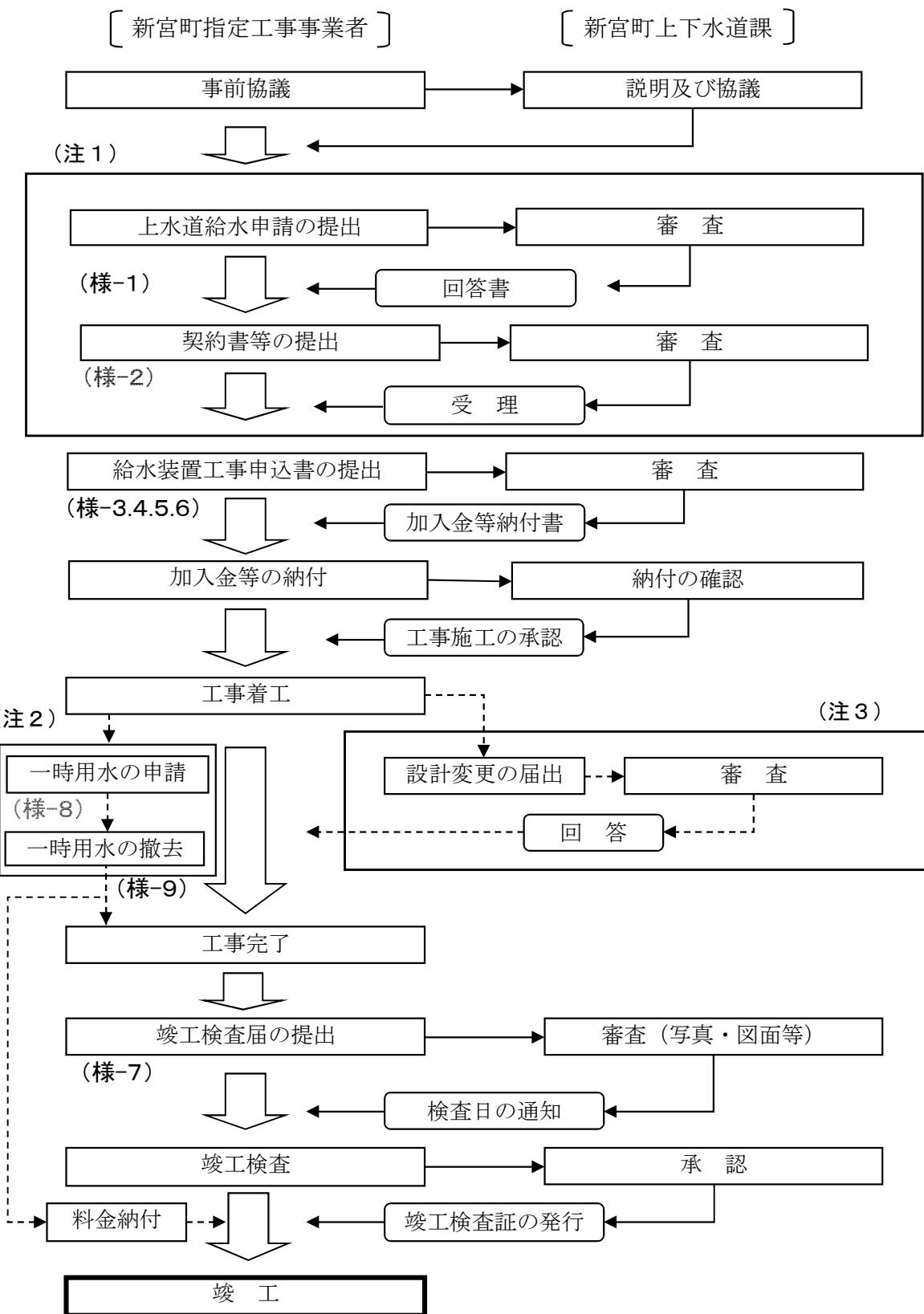
(7) その他

- ① 配水管工事に係る写真は上下水道課と協議のこと。
- ② この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は上下水道課と協議すること。
- ③ 産業廃棄物の処理については許可処理業者のマニフェスト及び写真を提出のこと。

10. 違反行為に係る処分

- (1) 指定給水装置工事事業者は、法、条例その他の法令及びこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 管理者は、指定給水装置工事事業者が新宮町指定給水装置工事事業者規程第8条、第9条のいずれかに該当するときは、同項の規定によりその指定を取り消し、又は6か月を超えない期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

11. 給水装置工事申込手続きの流れ



水道工事を施工する際に提出する書類について

【給水装置工事】

・専用住宅でφ13・20mmの場合 《事前申請不要》

必須 (2 3 ④ ⑤ 6)

水栓数が8~10まででφ13mmメーターを使用したい場合、

または水栓数が16~18まででφ20mmメーターを使用したい場合 (9)

既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 (10 ⑪)

既設の井戸配管を再利用する場合 (15)

・共同住宅の場合 《事前申請が必要》

必須 (1 2 3 ④ ⑤ 6)

既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 (10 ⑪)

貯水槽を設置する場合 (⑫ ⑬)

貯水槽を設置しない場合 (8)

共用栓のメーターがある場合 (7)

出入口がオートロックの場合 (⑭) もしくは合鍵の貸出

大メーターを採用する場合 (7)

・事業所の場合 《事前申請が必要》

必須 (1 2 3 ④ ⑤ 6 7)

既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 (10 ⑪)

貯水槽を設置する場合 (⑬)

貯水槽を設置しない場合 (8)

【開発等に伴う配水管(水道本管)工事】 《事前協議が必要》

必須 (16 ⑰ ⑱)

※()内の番号に該当する書類の提出が必要であり、○で囲まれた番号の書類は竣工時提出。

書類一覧	
No.	書類名
1	上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)
2	給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)
3	給水装置工事使用資材一覧表
4	竣工検査届
5	上水道使用開始申請書
6	誓約書(止水栓より敷地側の管理)
7	契約書(日当たり使用水量の契約)
8	念書(貯水槽設置について)
9	誓約書(水圧・水量の不足)
10	一時用開始届
11	一時用中止届
12	集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)
13	貯水槽設置届
14	暗証番号報告書
15	私有施設配管利用願
16	工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)
17	竣工検査届(変更があれば図面等も添付)
18	寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)

新宮町水道加入金

・水道利用加入金とは…

新宮町では町民の暮らしに欠くことの出来ない水を確保するために絶えず多額の費用をかけて水道施設の整備・拡充を行っています。そこで、この費用の一部を水道利用者にも負担していただくのが水道利用加入金という制度です。

この加入金は、水道の新設や口径を大きくする場合、申し込みの際に納めていただくもので加入金と水源補強費からなっています。

※水道の新設や改造をする場合、別途調査手数料がかかります。

加入金(口径別)

量水器口径	金額(消費税抜)
13mm	100,000 ①
20mm	150,000 ②
25mm	230,000 ③
30mm	410,000 ④
40mm	700,000 ⑤
50mm	1,250,000 ⑥

調査手数料(非課税)

水道メータ一口径	金額
13mm	1,000 ⑨
20mm以上	10,000 ⑩

水源補強費

契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考
1戸	200,000 ⑦	水道メータ一口径13mmで、 1日当たりの使用水量が $2m^3$ 未満の場合
$1m^3$ 当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量 $2m^3$ ／日以上 最少契約水量 $2m^3$

付記 契約水量 $2m^3$ ／日以上の場合は、契約書(別紙)を結ばなければならない。

戸建専用住宅の場合

※消費税率は令和元年10月1日現在

【13mm】	加入金(税抜)	水源補強費(税抜)	消費税	調査手数料	=
	100,000 ①	200,000 ⑦	30,000	1,000 ⑨	
【20mm】					
	150,000 ②	316,000	46,600	10,000 ⑩	= ￥522,600

$(158,000 \text{ ⑧} \times 2m^3)$